

法 情 報 学 (第8回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I 「オープンソース」とその特徴

1 オープンソースとは

＜オープンソースグループジャパン (OSG-JP) による定義＞

単にソースコードが公開されているだけでなく、以下の基準を満たすものをいう。

①再配布の自由

(有償・無償を問わず再配布が自由であること)

②ソースコードの入手

(ソースコードを同梱または別の手段で入手可能な形態で配布されていること)

③派生ソフトウェアの扱い

(派生物の存在を認め、かつ派生物に同じライセンスの適用を求めていること)

④作者のソースコードの完全性

(派生物を差分情報として配布する場合に同一性保持を主張することができる)

⑤個人やグループに対する差別の禁止

(ライセンスで特定の個人や団体を差別していないこと)

⑥利用する分野に対する差別の禁止

(ライセンスで特定の分野におけるプログラムの使用を制限していないこと)

⑦ライセンス分配の禁止

(追加的ライセンスに同意することを条件にしないこと)

⑧特定製品でのみ有効なライセンスの禁止

(特定のソフトウェアに依存したライセンスではないこと)

⑨他のソフトウェアに干渉するライセンスの禁止

(再配布の際にオープンソース以外のソフトウェアの同梱を禁止しないこと)

⑩技術的な中立の確保

(配布手段が特定の技術〔Webサイト上でのクリック等〕に依存しないこと)

2 オープンソースの考え方

(1) 「フリーソフトウェア」と「オープンソース」

フリーソフト運動：1984年にリチャード・ストールマンによって設立されたフリーソフトウェア財団(FSF：Free Software Foundation)が中心となって提唱したライセンスの考え方

※特徴＝「コピーレフト」の考え方

＜コピーレフトの要件＞

- ① 創造物の使用・コピー・再配布・改変を制限しない
- ② 改変したもの(派生物)の再配布を制限しない
- ③ 派生物の使用・コピー・再配布・改変を制限しない
- ④ コピー・再配布の際には、その後の使用と改変に制限が無いよう、全ての情報を含める必要がある(ソースコード含む)
- ⑤ 使用・コピー・再配布・改変のいずれにおいても、コピーまたは派生物にコピーレフトのライセンスを適用し、これを明記しなければならない

オープンソース運動：1998年にエリック・レイモンド，ティム・オライリー，ラリー・オーガスティンの3名が提唱した概念

※特徴：マーケティング的要素

→オープンソースソフトウェアの定義を明確化し、オープンソースのイメージアップと知名度の向上を狙う

(2) オープンソースライセンスの種類

＜コピーレフトを採用するもの＞

- ・ GPL (GNU General Public License)
- ・ LGPL (GNU Lesser General Public License)
- ・ MPL (Mozilla Public License)

＜コピーレフトを採用しないもの＞

- ・ X11 License
- ・ BSD License

3 オープンソースのメリット

① ソフトウェア開発者の視点から

- ・優れたソフトウェアのソースコードを参照・改変できる
- ・コミュニティの形成＝開発能力の増大
- ・ソフトウェア開発者としての技能，評価を受ける機会

② 利用者の視点から

- ・多くのソフトウェアが無償で提供＝イニシャルコストの削減
- ・セキュリティホール等の不具合に対する対応
- ・バグを自ら修正することも可能

③ ソフトウェア産業振興の視点から

- ・既存のソースを自社製品へフィードバックできる
- ・サポートで収益を図るビジネスモデル
- ・オープンソース＝公共財の考え：企業へのプラスイメージ

4 GPL(GNU General Public License) の内容

(1) オープンソースの定義を満たしているか

(2) 留意点

① 契約の成立要件と成立時期

→GPLが適用されたプログラムを改変・頒布することにより，GPLの契約条項を受諾したと見なされる（「複製，頒布，改変に関する条件と制約」第5節）

② コピーレフト条項

「複製，頒布，改変に関する条件と制約」第2節（コピーレフト①②の定義）

「複製，頒布，改変に関する条件と制約」第3節（コピーレフト③④の定義）

「複製，頒布，改変に関する条件と制約」第4節（コピーレフト⑤の定義）

II ビジネス分野へのオープンソースの活用

1 企業活動とオープンソース

(1) オープンソースの活用場面 = Linuxの普及

① Windowsサーバの置き換え = Samba等

② UNIXサーバの置き換え = PostgreSQL, MySQL等

③ クライアントの置き換え = 学校等

(2) オープンソースのメリット

① コスト面（商用ソフトウェアより安価または無償）

② 改変の自由（バグがあれば直せばよい，独自のカスタマイズが自由）

③ 特定企業に縛られない（政府・公共団体・学校等の中立性への配慮）

2 オープンソース活用の問題点

① コスト面の検討

- ・イニシャルコストとランニングコストを抑えることは可能か
- ・サポートコストと責任の所在

② 派生物を公開する場合の問題（特にコピーレフト条項が適用される場合）

- ・ソースコード公開と特許技術の抵触（プリンタドライバなど）
- ・派生物に対するソースコードの公開，添付の手段等

③ 自社製品にオープンソースソフトウェアを採用する場合の問題

- ・改変せず，複製物として同梱する場合＝サポート体制の問題と使用許諾
- ・派生物として配布，販売する場合＝ソース公開とビジネスモデルの構築